

令和 7 年度米軍基地問題等基礎調査事業
「多様な安全保障戦略調査」企画提案仕様書

1 業務名

令和 7 年度米軍基地問題等基礎調査事業「多様な安全保障戦略調査」

2 業務期間

契約の日から令和 8 年 3 月 10 日まで

3 業務の背景及び目的

2022 年に日本政府はいわゆる安保関連 3 文書を策定して以来、防衛力の抜本的強化を進めている。特に南西諸島においては台湾有事を想定し、自衛隊駐屯地の新設、反撃能力を有するミサイル等配備、自衛隊施設や民間施設を活用した日米合同訓練など、急速に抑止力の強化と日米同盟の深化を進めている。このような安全保障戦略の転換に関する問題点として、①防衛力強化による地域の緊張の高まり、②沖縄や南西諸島への過剰な負担、③不測の事態の発生リスクを高める可能性、があげられ、また、国民的議論の不足等も指摘されている。

一方で、アジア太平洋地域各国には、米中対立の激化に直面しながらも、特定の国との同盟を避ける外交政策や多国間協力を通じて地域の安定を図る柔軟な安全保障戦略を採用している国々もあり、複雑さを増す国際情勢の中においてこのような多様な安全保障戦略が模索されていることは、台湾周辺地域をめぐる安全保障環境においても参考になると考えられる。

そこで本事業においては、具体的には、防衛戦略の多様性のみならず、外交や交流を通じた緊張緩和の取り組み、多様な国々・地域との協力関係の構築等に焦点を当て調査を行い、持続的な平和を構築するための安全保障環境について検討する。

4 主な業務概要

(1) 多様な安全保障戦略に関する他国・地域調査

米中対立の激化やいわゆる台湾有事等の安全保障問題に直面している 10 以上のアジア太平洋各国・地域の安全保障戦略について調査する。防衛のみならず、外交や民間交流、地方自治体の活動等についても事例があれば調査を行う。必要に応じて各専門分野に関する外部アドバイザーとの連携や現地調査も可とする。

(2) 調査結果リーフレット（配布用）の作成

別途県が実施する安全保障に関する全国 web アンケート調査結果及び、上記(1)調査結果について、一般の方にも簡潔にわかりやすく伝えるためのリーフレットを作成する。日本の安全保障戦略との相違点を念頭に置きつつ、各戦略の利点やリスクについても言及する。

(3) プレス会社等を通して調査報告書のプレスリリースを行う。また、安全保障や国際政治

関係のシンクタンク等にも情報提供を行う。

5 企画提案について

- (1)いわゆる台湾有事や抑止力強化、南シフト等、近年の安全保障環境は複雑さを増しています。このような日本の安全保障戦略に対する世論について、既存の世論調査やアンケート調査でわかっていること、さらに必要な調査項目、時点修正が必要な項目等を整理してください。
- (2)外務省・防衛省・主要有識者等の安全保障戦略にはそれぞれどのような違いがありますか。例えば、いわゆる台湾有事が起こる前提で軍事力強化を必要とする考え方、台湾有事は起こらない前提で日米同盟深化をどこまで進めるのか、軍備縮小、対等な日米同盟関係を目指す考え方、など、ポイントに沿ってそれぞれの見解や立ち位置がわかるように、簡潔に説明してください。また、それぞれの考えが沖縄周辺地域にどのような影響を与えると考えられるかについても述べてください。（参考文献があれば記載ください）
- (3)他国・地域調査の候補地 10 以上を例示し、それぞれ調査対象とする理由を簡潔に述べてください。
- (4)これら候補地の中で、特別に現地調査を行う必要があると考えられる国・地域について、その理由を述べてください。
- (5)調査結果の概要をわかりやすくまとめるリーフレット（配布用）のアウトプットイメージや工夫があれば提案してください。

6 成果品

成果品として以下のとおり納品すること。

- (1) 全国 web アンケート調査（県が実施）および他国・地域調査の調査結果リーフレット（配布用） 20 頁程度の印刷物 300 部および PDF。他国・地域調査は 1 国・地域あたり 1 頁で視覚的にわかりやすくまとめること。
- (2) 事業報告書 PDF（聞き取りメモや、情報収集・調査の内容等を含む。PDF は文字が検索できる形式とすること）

7 予算に関する要件

本委託業務に係る予算は 4,747,000 円（予定）以内（消費税及び地方消費税込み）とする。この範囲内で、効率的かつ効果的な業務を企画すること。

8 業務の実施状況等に関する事項

- (1) 事業完了時に、実際に要しなかった経費があるときは相当の委託料を減額する。
- (2) 受託者が、本業務により作成した報告書等の成果物の著作権及び第三者から取得した著作権は、県が承継するものとする。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任により処理すること。
- (3) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、

速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

- (4) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (5) 本業務において書籍その他の資料を購入した場合、当該資料は業務完了後に県に引き継ぐこと。

9 再委託に関する制限

(1) 再委託の範囲

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下、「再委託等」という。）については、県と協議の上、再委託が必要と認められる業務に限り、県の事前の承認を受けた上でできるものとする。

(2) 簡易な業務の再委託

前項に関わらず、複写・印刷・製本、原稿データの入力及び集計等の簡易な業務については事前の承認を経ずに再委託を行うことができる。

(3) 一括再委託の禁止

委託業務の契約金額の2分の1を超える業務、委託業務に関わる統括的かつ根本的な業務に関する再委託は禁止する。

(4) 再委託の相手方の制限

再委託の相手方は、本業務の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

10 その他

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県へ協議すること。